

広情審第17号  
平成14年5月31日

広島市長 秋葉忠利様

広島市情報公開審査会  
会長 畑博行

公文書開示決定等に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年12月20日付け広段計第89号で諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

# 答 申 書

平成13年12月20日付け広段計第89号で諮問のあった事案のうち、実施機関が広島市指令段計第50号で公文書の不存在について通知したことに対する異議申立てについて、次のとおり答申する。

## 1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

平成13年8月31日付け異議申立書及び同年9月21日付け補正書の趣旨は、同年6月20日付けの「段原土地区画整理事業で過去市民が案内した説明集会に市が出席したときの日付、集合人員、説明内容、質疑、応答が判かる議事録、市の出席者名簿」の開示請求に対し、実施機関が、同年8月3日付け広島市指令段計第50号で公文書の不存在について通知を行ったことの取消しを求めるというものである。

## 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述等での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

### (1) 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

広島市は、小宅地対策として、減歩はしない代わりに清算金で清算するとした。

この金額について、20年前には、「買収価格の約53万円/坪で清算する。」と説明していたが、平成10年には100万円/坪としたので住民運動が起きた。

広島市は、「平均53万円程度と考えられる」という、平均53万円程度で清算すると説明したのか、説明していないのかも分からないことを言っている。「考えられる」として、説明したことをぼかしている。

清算金の問題は、市役所がやった、新しいタイプの詐欺事件である。

### (2) 請求に係る公文書について

公文書が存在しない理由として、「記録した公文書は作成しないか」となっているが、記録した公文書がなぜ作成していないことになるのか意味不明である。記録したのであれば作成したことになる。

「破棄された」となっているが、どの様な書類が破棄されたのか、さっぱり分からない。少しは分かる様通知すべきである。

なお、最近のものは、ビデオで収録してあり、必要があれば貸し出す。最低これ

らは発行していただきたい。小田助役が説明している市職員の公正な処分の為には欠かせない資料である。正しい情報公開をしていただきたい。

本当に何も無いのか。このような状態で行政と言えるのか。サギ事件の証拠隠蔽になっている。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

開示請求の対象は、市民主催の段原土地地区画整理事業の説明集会に関するものであるため、段原再開発部が発行した広報誌等を調査したが、市民主催の説明会開催の事実は確認できなかった。

しかしながら、現在進行中の東部地区でも、町内会の会合に行き、事業説明をすることもあり、また、地元の大反対の中で事業を開始したような経緯から、市職員が出席した市民主催の説明集会は存在したと思われるが、その内容が分かる公文書は、現存しない。

その理由は、このような説明会では、事業の基本的な仕組み等について、同じような説明を行っていたのではないかと思われる。

このような状況において、市民主催の説明会の議事録等は、「作成していない」又は「作成したが破棄した」ため、不存在決定をしたものである。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、実施機関が、異議申立人からの開示請求に応えるために、昭和40年代からの資料を検索し、倉庫、保管庫等のすべてを探したことの説明を受け、実施機関が説明する責務を果たそうとする姿勢があったのを知ることができた。

一方で、異議申立人は、「最近のものはビデオで収録しており、必要があれば貸し出す。最低これらは作成していただきたい。」と主張し、必要な情報の一部を保有していることを自ら述べている。もし、これが事実であれば、この範囲では、情報を求めるといふ訴えの利益を欠くものであると言わざるを得ないものである。

法律の一般論として、「ないこと」を明確に証明することは困難であると考えられるが、このような市民主催の説明会の議事録等が、作成されなかったか、作成されたとしても長期の保存がなされなかったことについては不自然ではないし、住民が参加した説明会開催の事実は隠しようがないことを考え合わせると、作成され、保存されている公文書が隠ぺいされているものであると考えることはできない。

そうであるとすれば、実施機関が、広島市情報公開条例第11条第1項に基づき、公文書不存在決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はないと考える。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 6 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

異議申立人は、市が説明した「約53万円/坪で清算する」ことを実現しないことに抗議しているものである。この点について実施機関は、不適切な説明を行ったことを認めているものの、清算金については、正式な手続を踏んで平均約100万円/坪と定めたとしているものである。

実施機関から提出された資料からは、昭和56年4月の住民懇談会での説明を始めとして、住民に対し、繰り返し、小宅地対策に係る清算金が平均坪53万円程度と受け取られるような説明を行っていたことが認められる。このような状況において、住民が、約53万円/坪が清算金として決定されたものである、あるいは、決定されるものであると考えたということである。

当審査会は、本件公文書の存否について審議を行ったものであり、この清算金問題について判断するものではないが、双方のわだかまりが解消し、再開発事業が円満に完了することを望むものである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成13年12月20日	実施機関から、諮問第19号を受理
平成14年 3月 1日	実施機関から、「実施機関の見解」を受理
平成14年 2月 8日 (第1回審査会)	審議(実施機関の不開示理由等の説明)
平成14年 3月22日	異議申立人から、口頭意見陳述の申立書を受理
平成14年 3月29日	異議申立人から、意見書を受理
平成14年 4月 8日 (第2回審査会)	審議(異議申立人の口頭意見陳述)
平成14年 5月 7日 (第3回審査会)	審議